

ケーブルプラスでんきサービスのご利用にあたって

- **本書面ならびに「でんき契約約款（東北電力フロンティア・auEL）」「ケーブルプラスでんき利用規約」「でんきセット割利用規約」「ケーブルプラスでんき申込書」の内容を十分お読みください。**

- 電気事業法第2条の13及び14に基づき、「ケーブルプラスでんき」の利用に関する契約の締結前に行われる供給条件の説明及び書面の交付が、ホームページ等の電子的媒体を通じて閲覧に供する方法で行われることについてご承諾いただきます。
JCOM ホームページ（<http://www.jcom.co.jp/catv-service/denki/>）及び当社ホームページ（<https://www.nns-catv.co.jp/>）をご確認ください。

1. サービスの定義

- 「ケーブルプラスでんき」（以下「本サービス」といいます。）は au エネルギー&ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）及び東北電力フロンティア株式会社（以下「フロンティア」といいます。）が提供するサービスです。小売電気事業者は、以下の通りです。
東北電力フロンティア株式会社（登録番号：A 0 7 9 6）
（住所）宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20
- 本サービスは、auELの業務委託先である株式会社日本ネットワークサービス（以下「当社」といいます。）を通じてお申込みいただきます。なお、お客さまとの本サービスの契約は、auELが本サービスへの切替が可能であることを確認できた日がご契約成立日となります。具体的なご契約成立日は、「ケーブルプラスでんき ご利用開始のご案内」にてお知らせ致します。
- 本サービスのご利用料金（以下「電気料金」といいます。）は、当社から請求させていただきます。電気料金のお支払い方法は、口座振替もしくはクレジットカード決済とします。
- お客さまは、でんき約款等の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を、でんき約款等の定めにかかわらず、auELがJCOM株式会社（以下「JCOM」といいます。）に譲渡し、JCOMが当社に再譲渡することを承認していただきます。この場合において、auEL、JCOM及び当社は、お客さまへの個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- お客さまは、でんき約款等の規定に基づくお客さまからの各種申告の受理、及びお客さまへの各種お知らせ等に関する業務をauELがJCOMに委託し、JCOMが当社その他の第三者に再委託することを承認していただきます。この場合において、auELは、お客さまへの個別の通知又は委託承認の請求を省略するものとします。

2. ご契約に関するご注意

- あらかじめauEL及びフロンティアが定める「でんき契約約款（東北電力フロンティア・auEL）」、「ケーブルプラスでんき料金表」、「でんきサービス提供条件」及びお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が別に定める「託送供給等約款」等ならびに当社が定める「ケーブルプラスでんき利用規約」を承認のうえ、所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、当社が認める場合には電話等によるお申込みを受付することがあります。
- **auELにて、小売電気事業者の切替手続きを行います。（お客さま自身による現在ご契約の小売電気事業者への解約手続きは不要です）**
- お申込みを撤回される場合、当社まで必ずご連絡ください。本サービスへの切替日以降にご連絡いただいた場合、元の小売電気事業者に戻られるためには、お客さま自ら、元の小売電気事業者に新規ご契約手続きを行っていただく必要があります。この場合、本サービスへの切替日以降、元の小売電気事業者に戻られるまでにご使用された電気料金については、当社にお支払いいただきます。
- **お申込み前に、現在ご契約の小売電気事業者の解約に伴う不利益事項を十分ご確認ください。**
例えば以下のような不利益事項が考えられますので、現在ご契約の小売電気事業者にご確認ください。
①違約金の発生（複数年契約などの場合）②ポイント等の失効③継続利用期間割引に適用される継続利用期間の喪失④過去電力使用量に関する照会不可⑤現小売電気事業者による検針票の提供終了
- 現在ご契約の小売電気事業者から本サービスへ切り替える場合、本サービスのご利用開始（料金適用開始）の日は、切替申請日から起算して、原則5営業日に2暦日を加えた最初の検針日となります。ただし、スマートメーターへの取換工事が必要となる場合は、原則10営業日に2暦日を加えた日以降の最初の検針日です。なお、具体的なご利用開始（料金適用開始）の日は、別途郵送される「ケーブルプラスでんき ご利用開始のご案内」にてお客さまにお知らせいたします。
※「切替申請日」とは、auELがフロンティアに対して切替を申請した日であり、原則、auELが当社からお申込み内容を受領した1週間後の最初の営業日となります。
※ auELが設定したご利用開始日までにスマートメーターへの取替工事が完了しない場合、アナログメーターのままで本サービスのご利用が開始されます。
- お客さまの「ご契約種別」「供給設備の状況」等によりサービス提供ができない場合がございます。予めご了承ください。
- お引越先で本サービスをご利用される場合、ご利用開始（料金適用開始）の日は、お客さまが入居し、電気の使用を開始した日となります。申込手続きが入居日の翌日以降になった場合でも、入居日に遡ってご契約いただきます。
- 電気料金のお支払いが、1回でも延滞となった場合は本サービスを強制的に終了させていただきます。ただし、延滞理由がお客さまに責めがない場合はこの限りではありません。

3. 電気料金に関するご注意

- 電気料金は、当該一般送配電事業者等にて検針した使用電力量に基づき、auELが別途定める料金表にて計算いたします。なお、電気料金の算定期間は1日から月末日です。
- 本サービスへの切替申込と同時に、ご契約アンペアまたはご契約容量を変更することはできません。お引越し先でご利用される場合、ご契約アンペアまたはご契約容量は、お引越し先物件の既設ブレーカー容量でご契約いただきます。
- **電気料金の算定期間中に契約の開始や解約があった場合は、日割計算をいたします。**
- ご契約アンペア・ご契約容量を変更した場合、変更日から1年以内にアンペア数・契約容量を減少させることはできません。季節に応じた上げ下げはできませんので、予めご了承ください。
- 電気メーターの故障等によって使用電力量等を正しく計量できなかった場合は、お客さまとauEL及びフロンティアとの協議によって定めます。
- 本サービスの切替に伴う手続き及び電気メーター取替え工事に関しては、お客さまの費用負担はありません。

4. 請求に関するご注意

- ☐ 電気料金は、原則、ご利用月の3ヶ月後に請求いたします。ただし、当該一般送配電事業者等の検針スケジュールやその他の都合により、4ヶ月後のご請求となる場合があります（それ以降、4ヶ月後のご請求となります）。
- ☐ お客さまが電気を不正に使用し電気料金の支払いを免れた場合、支払いを免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として、お客さまに請求いたします。
- ☐ 電気料金のお支払い期日を経過してなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、年利14.5%（年当たりの場合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします。）の割合で算出した額を延滞利息として、当社が定める方法によりお支払いいただきます。
- ☐ でんき契約約款（東北電力フロンティア・auEL）に基づき、電気の使用の開始（本サービスお申込に伴う電気メーター取替工事を除きます。）、お客さまの都合による設備変更等により、工事費用が発生する場合があります。その際は、当社もしくはフロンティアにより費用を請求させていただく場合があります。※契約電流または契約容量を新たに設定した日から1年以内に、契約電流もしくは契約容量を減少させた場合、フロンティアが当該一般送配電事業者等から請求された精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。

5. でんきセット割に関するご注意

- ☐ 当社が別途定める「でんきセット割利用規約」で指定する対象サービス（CCNet 光、CCNetAir）と本サービスを同時に利用し、でんきセット割を希望されるお客さまに、でんきセット割が適用されます。でんきセット割は、本サービスの電気料金請求月に、電気料金と対象サービスの合計金額に対して、毎月自動的に適用されます。電気料金のうち燃料調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた額が5,500円（税込、以下同じとします。）未満の場合に50円を、5,500円以上8,800円未満の場合は100円を、8,800円以上17,600円未満の場合は200円を、17,600円以上の場合は300円を電気料金と対象サービスの合計金額から引きします。なお、該当算出に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。また、でんきセット割の適用には次の条件を全て満たす必要があります。
 - ・でんきセット割の申込み時点で、現に対象サービスの提供を受けていること、または提供を受ける見込みであること
 - ・対象サービスの契約者が、本サービスの申込者と同一であるか、申込者と同一に住所に居住するものであること
 - ・対象サービスの使用場所が本サービスの利用場所と同一の場所であること
 - ・本サービスの契約に係る料金の支払い方法の一切が、対象サービスと同一であること
 - ・対象サービスの利用料金を月ごとにお支払いされていること
 - ・本サービスの電気料金請求発生月に、対象サービスの請求発生があること

6. auID・ケーブルプラスでんき Web サービスに関するご注意

- ☐ 使用電力量及び電気料金は、ケーブルプラスでんき Web サービスにてご確認ください。その際のID及びパスワードは、別途郵送する「ケーブルプラスでんき ご利用開始のご案内」にてお知らせいたします。
- ☐ ケーブルプラスでんき Web サービスでは、ログイン時にauIDを利用します。本サービスのお申込みにあたっては、KDDIのID利用規約（https://id.auone.jp/id/pc/legal/auid_terms.html）にもご同意の上、お申込みいただきます。
- ☐ ケーブルプラスでんき Web サービスでは、本サービスのご利用開始（料金適用開始）の日の翌日以降から、日々の電気使用量をご確認いただけます。ただし、スマートメーターの通信環境等により、データが欠損する場合があります。実際の使用量、料金と異なる場合がございます。なお、お客さまに請求する料金に関しては、電力会社から提供される確定電力量を使用して正しく請求が行われます。また、スマートメーターへの取替工事遅延等により、アナログメーターのままサービス提供が行われている期間は、「実績確認」「電気料金予測」「分析」「アドバイス」等の機能がご利用いただけません。

7. 工事などに関するご注意

- ☐ お客さま宅の電気メーターがアナログ式の場合は、スマートメーターへ取り替える必要があります。本取替工事の際、お客さまの土地、または建物への立ち入り及び工事を実施いたしますので、ご家族の皆さまにスマートメーターへの取替工事が必要であることをお伝えください。取替工事は当該一般送配電事業者等にて行います。その際、事前に当該一般送配電事業者等よりご連絡をさせていただきます。
- ☐ 本取替工事の際、お客さまの工事立ち会いの必要はありません。また、数分から数十分程度の停電が発生することがあります。
- ☐ 当該一般送配電事業者等または当該一般送配電事業者等が委託した事業者が、法令で定められている調査や検針時等に、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。
- ☐ 当該一般送配電事業者等の電気工作物（電気の引込線やメーター等）やお客さまの電気工作物に異常、もしくは故障がある場合は、すみやかにお客さまより当該一般送配電事業者等にご連絡をお願いします。

8. auEL 及びフロンティアからの契約の解約または当社からの契約の解約について

- ☐ 当社が定める支払期日までに、電気料金の支払いが無い場合、本サービスのご契約を解約させていただく場合があります。auEL 及びフロンティアとの契約解約に伴い無契約状態になると、当該一般送配電事業者等により電気の供給が停止される場合があります。
- ☐ 当社が定める支払期日までに、当社の既存サービスの料金の支払いが無い場合、本サービスのご契約を解約させていただく場合があります。
- ☐ 契約終了後においても、電気料金未払いのあるお客さまの個人情報について、auEL 及びフロンティアが他小売電気事業者と共有することがあります。
- ☐ お客さまが次のいずれかに該当し、auEL 及びフロンティアもしくは当該一般送配電事業者等がその旨を警告しても改めない場合には、電気のご契約を解約することがあります。
 - ①お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ②電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ③契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ④お客さまが電気の廃止期日の通知をせず、電気のご契約場所から引越し、電気を使用していないことが明らかな場合
 - ⑤その他、auEL 及びフロンティアが定める「でんき契約約款（東北電力フロンティア・auEL）」、auEL が定める「ケーブルプラスでんき料金表」、「でんきサービス提供条件」の内容に反した場合
- ☐ 本サービスご契約期間中に発生した料金の債権債務は、ご契約を解約した場合でも消滅しません。

9. お客さまからの契約の解約について

- お客さまの、お引越し等に伴い、本サービスの契約を解約される場合、事前に電気の使用停止日を定めて、当社にご連絡をいただき、当社所定の書式により届け出ていただきます。
- 他の小売電気事業者への切り替えに伴う、本サービスの解約の場合には、当社にご連絡いただく必要はありません。切替先の小売電気事業者にご連絡下さい。但し、東京電力エナジーパートナー（株）の従量電灯 B または C プランへのお申込みの場合は、併せて当社にもご連絡下さい。

10. 本サービスの提供エリア

- 本サービスの提供エリアは、甲府市（旧上九一色村は除く）、韮崎市、南アルプス市、（旧八田村）、甲斐市、北杜市、（白州町、武川町は除く）、笛吹市、中央市、昭和町、市川三郷町、身延町の 10 市町となります。

11. その他

- ご契約期間は、契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度の末日までとします。（年度は、4月1日から翌年3月31日をいいます。）お客さまと auEL 及びフロンティアの三者のいずれかが、変更または廃止の申入れを行わない場合は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものとします。なお、最新のご契約についてはケーブルプラスでんき Web サービスにてご確認ください。
- 料金やサービスを変更する場合は予めお客さまへお知らせします。
- auEL または当社が、「でんき契約約款（東北電力フロンティア・auEL）」、各種説明書、各種案内等（これらの変更も含みます）を、書面の交付（郵送）に代え、ホームページ等の電子的媒体により、お客さまにお知らせすることを可能とします。また、「でんき契約約款（東北電力フロンティア・auEL）」、各種説明書、各種案内等の変更を行う場合、変更とならない事項についてはお知らせを省略することがあります。
- 供給電圧は、「低圧 100V / 200V」です。周波数は以下の通りです。
北海道・東北・東京エリア：50Hz
中部・北陸・四国・九州エリア：60Hz
- お客さまが故意または過失によって、電気ご使用場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物などの設備を損傷・亡失した場合には、その設備について修理費等を賠償していただきます。
- auEL、フロンティア及び当社の責めとならない事由によってお客さまが受けた損害については、auEL、フロンティア及び当社は賠償の責めを負いません。
- この書面に記載の電気料金その他の供給条件は、「でんき契約約款（東北電力フロンティア・auEL）」、「ケーブルプラスでんき利用規約」に基づきます。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。その他詳細事項等は、当社ホームページ等より「でんき契約約款（東北電力フロンティア・auEL）」、「ケーブルプラスでんき利用規約」をご覧ください。
- 個人情報の取扱いについて
 - ① auEL 及びフロンティアは、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底をはかるため、電気通信事業法、個人情報の保護に関する法律、電気事業法、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等の業務主管庁が定めた事業分野別ガイドライン、その他関連する法令等を遵守いたします。詳細は、au エネルギー & ライフプライバシーポリシー（<http://kddi-l.jp/X96>）もしくは東北電力フロンティア プライバシーポリシー（<https://www.tohoku-frontier.co.jp/company/privacypolicy/>）をご参照ください。
 - ② 申込内容その他本サービスのご利用にあたりご提供いただいた情報を以下の利用目的に活用することを事前にご了解ください。
 - ・マーケティング活動における利用
 - ・auEL の新サービスや、有益な情報のメール配信
 - ・電力広域的運営推進機関に対する、電気の手続き当社が保有する個人情報等の取扱いは、当社が別に定める個人情報保護に関する規定に定めます。

クーリングオフ

- お客さまが、訪問販売もしくは電話勧誘販売で、お申込み（契約）された場合、特定商取引に関する法律第 4 条に定められる書面を交付してから 8 日を経過する日までは、書面またはホームページ等からご申告いただくことにより無条件で申込みの撤回（契約が成立したときは契約の解除）を行うことができます。この場合お客さまは、①損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用などの支払い義務はありません。③すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。④権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払いを請求されることはありません。⑤役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態にもどすよう請求することができます。⑥上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、事業者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付された日から 8 日を経過するまでは書面またはホームページ等からご申告いただくことによりクーリングオフすることができます。

【書面の宛先・ご申告先】

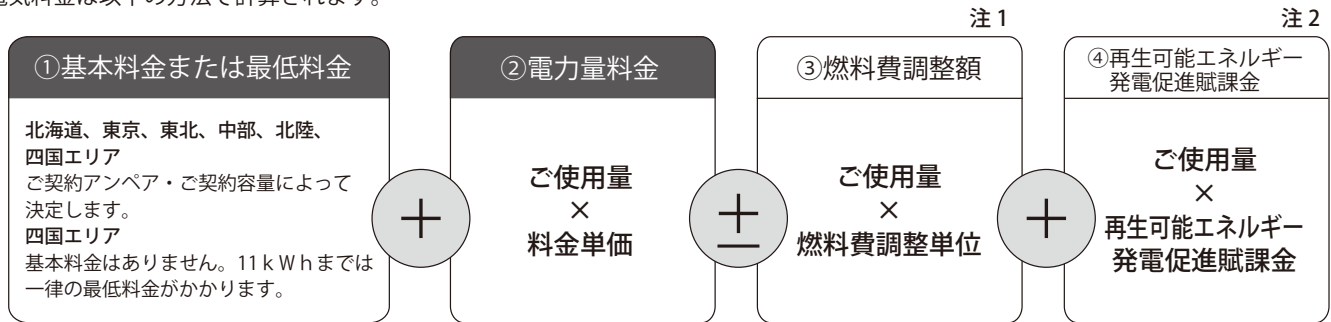
株式会社日本ネットワークサービス
(<https://www.nns-catv.co.jp/>)

【必要記載事項】

サービス名（ケーブルプラスでんき）、お申込日、ご契約者名、ご住所、ご連絡先電話番号、クーリングオフを行う旨

■電気料金の計算方法

電気料金は以下の方法で計算されます。



注 1) 電気の供給に必要な燃料費の価格変動に合わせ単価を毎月設定し、電力量に単価を乗じた「燃料費調整額」を請求いたします。

注 2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーの普及を目的に、法律に基づき、電気をご利用になる全てのお客さまから電力使用量に応じ別途毎年決定されている単価を乗じた額を請求いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税等相当額を含んだ料金として計算します。

- ケーブルプラスでんき 料金表・計算例料金表・計算例については、下記 auEL のホームページを参照願います。
auEL ホームページ (<http://kddi-l.jp/jls>)

- サービス・料金・請求に関するお問い合わせ
株式会社日本ネットワークサービス
総合窓口コンタクトセンター 055-251-7111
月～金 9:00～19:00、土日祝 9:00～17:00

- au ID に関するお問い合わせ
KDDI お客さまセンター
0120-925-881 (無料)
受付時間: 9:00～20:00 年中無休

- 電気供給設備の故障に関しては、一般送配電事業者等にお問い合わせください。

- auEL の業務委託先
株式会社日本ネットワークサービス
山梨県甲府市北口 2-14-14

ケーブルプラスでんき利用規約

株式会社日本ネットワークサービス（以下「当社」といいます。）と au エネルギー＆ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）及び東北電力フロンティア株式会社（以下「フロンティア」といいます。）が提供する「ケーブルプラスでんきサービス」（以下「本サービス」といいます。）を受ける者（以下「利用者」といいます。）との間に結ばれる契約は以下の条項によるものとします。

第1条（利用規約の適用）

当社は、auEL 及びフロンティアが規定するでんき契約約款（東北電力フロンティア・auEL）（以下「約款」といいます。）により、当社に譲り渡された auEL の債権（以下「電気料金」といいます。）の請求等を、当社の定める「ケーブルプラスでんき利用規約」（以下「本規約」といいます。）により行うものとします。

2 本規約の規定が約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。

3 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、電気料金の請求等の条件は、変更後の本規約によるものとします。なお、本規約の変更は、変更後の本規約を当社の指定する Web サイトに関すること等により行うものとします。

第2条（用語）

本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従うものとします。

第3条（加入申込の承諾）

本サービスを利用しようとする者（以下「申込者」といいます。）は、下記に定める文章を承諾のうえ、当社が別に定める方法によりお申込みを行い、auEL 及びフロンティアがこれを承諾したときに利用契約が成立したものとします。

（1）でんき契約約款（東北電力フロンティア・auEL）

（2）ケーブルプラスでんき重要事項説明書

（3）本規約

2 当社は、前項に基づくお申込みがあったときは、受け付けた順番に従って承諾するものとします。

3 当社は、前1項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合には、お申込みを承諾しない場合があります。

（1）申込者がお申込みにあたり、虚偽の内容を当社に申告した場合、またはそのおそれがある場合

（2）申込者が本サービスまたは当社が提供する他のサービスの料金の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合（怠った履歴がある場合を含みます。）

（3）申込者の責めに帰すべき事由により、過去にケーブルプラスでんきの利用契約を強制的に解除、またはケーブルプラスでんきの提供が停止されたことがある場合

（4）その他、法令、電気の需給状況、供給設備の状況その他によってやむを得ない場合、利用契約のお申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

第4条（au ID の提供）

ケーブルプラスでんき Web サービス及び My au の利用には KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が提供する「auID」が必要となります。

2 利用者は、本サービスの利用にあたり、KDDI が定める「ID 利用規約」に同意するものとします。

第5条（auEL に係る債権の譲渡等）

利用者は、当社が電気料金を請求することを承認するものとします。この場合、当社及び auEL は、利用者への通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

第6条（請求と支払等）

利用者は、電気料金を、当社が指定する期日・方法により、遅滞なく支払うものとします。

2 利用者は当社が電気料金の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認するものとします。

3 利用者は、電気料金について支払期日を経過してもなお、お支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日のまでの日数に応じて年14.5%（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします。）の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が定める方法により支払うものとします。

第7条（利用契約の終了）

当社は、利用者が本規約（本規約において準用している規約を含みます。）に違反したときは、auELに通知するものとします。その場合、auELは催告を行うことなく利用契約を解除することができるものとします。

2 利用者が、利用契約を解約しようとするときは、あらかじめ、当社が別に定める方法により、当社に届け出るものとします。なお、利用者が他の小売電気事業者への切り替えに伴い利用契約を解約しようとするときは、切替先の小売電気事業者に連絡するものとします。

3 利用者が、本サービスの提供エリア外にお引越しの場合、または、エリア内であっても、本サービスが提供できない場合には、利用契約は解約となります。

4 電気料金のお支払いが1回でも延滞となった場合や、当社が定める支払期日までに、既存サービスの料金のお支払いが無い場合には、当社は本サービスを強制的に解除できるものとします。ただし、延滞理由が利用者に責がない場合はこの限りではありません。

第8条（auEL への通知）

利用者は、当社が定める支払期日までに、当社の既存サービスの料金の支払いがない場合、auELに通知することを了承するものとします。

第9条（他の小売り電気事業者への通知）

約款に定める供給条件によって支払いを要することとなった電気料金及びその他の債務について、本サービスの利用契約終了後も、現に電気料金及びその他の債務の支払いがない場合、当社は利用者に係る情報をauELへ通知いたします。また、auEL及びフロンティアは、その情報を他小売電気事業者に通知することがあります。

第10条（利用者に係る情報の取扱い）

当社は、本サービスを提供するために必要となる氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、請求書の送付先等の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を、適法な手段によって収集し、適切に取扱うものとします。また、利用者等が当社に紹介する被紹介者についても、利用者に準じて取扱います。

2 当社は、前項により知り得た個人情報、及びその他当社が別に定める利用者に関する情報を、当社ホームページ等で公表する業務の遂行上必要な範囲を越えて利用しないものとします。

第11条（協議、管轄裁判所）

本規約に定めのない事項または本規約の各条項に疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。

2 本規約は、日本法に準拠して解釈されるものとし、当社の提供するサービス内容に関連して訴訟の必要が生じた場合には、当社本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

1 当社は特に必要があるときは、本規約に特約を付することができるものとします。

2 記載の金額は特記のない限り消費税10%込みの表示です。

（実施期日）

本規約は2026年9月1日より適用します。

でんきセット割利用規約

第1条（本規約の適用）

株式会社日本ネットワークサービス（以下「当社」といいます。）は、当社が規定するでんきセット割利用規約（以下「本規約」といいます。）により、でんきセット割（以下「本割引」といいます。）を提供します。

- 2 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本割引の提供に係る条件等は、変更後の本規約によるものとします。なお、本規約の変更は、変更後の本規約を当社の指定する Web サイトに掲載すること等により行うものとします。
- 3 本規約本文のほか、当社が定める本割引に関する諸規程（当社が別に Web サイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」といいます。）は、本規約の一部を構成するものとします。
- 4 本規約と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。

第2条（用語）

本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、au エネルギー＆ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）及び東北電力フロンティア株式会社（以下「フロンティア」といいます。）が規定する「でんき契約約款（東北電力フロンティア・auEL）」（以下「約款」といいます。）で使用する用語の意味に従うものとします。

第3条（本割引の概要）

本割引は、auEL 及びフロンティアが提供するケーブルプラスでんきと、本規約第5条第1項（2）で定めるサービス（以下「対象サービス」といいます。）を組み合わせる利用する場合に、本規約に定めるところにより、ケーブルプラスでんきの電気料金に応じて当社が割引を行うサービスです。

第4条（申込み）

本割引の適用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本規約を承諾の上、当社が別に定めるところにより申込みを行うものとします。

第5条（契約の成立）

当社は、前条の申込みが次の各号に定める条件のすべてを満たす場合、本割引を承諾するものとし、かかる承諾の日において、当社と申込者との間で本割引の適用を受けるための契約（以下「本件契約」といいます。）が成立するものとします。

- （1）申込者が、ケーブルプラスでんきに係る契約（以下「ケーブルプラスでんき契約」といいます。）を締結していること、または申込みを行っていること。（その申込みが承諾されない場合を除きます。）
 - （2）当社が指定する以下のサービスを、申込者が契約していること。
 - ・当社インターネット接続サービス（CCNet 光、CCNetAir）
 - （3）次の各号に定める条件の全てを満たしていること。
 - ア 本件契約の申込みの時点で、現に対象サービスの提供を受けていること、または提供を受ける見込みであること。
 - イ 対象サービスの契約者が、ケーブルプラスでんき申込者と同一であるか、申込者と同一の住所に居住する者であること。
 - ウ 対象サービスの使用場所がケーブルプラスでんきの利用場所と同一の場所であること。
 - エ ケーブルプラスでんき契約に係る料金の支払い方法の一切が、対象サービスと同一であること。
 - オ 対象サービスの利用料金を月ごとにお支払いされていること。
 - カ ケーブルプラスでんきの電気料金請求発生月に、対象サービスの料金の請求発生があること。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、業務遂行上支障があるとき、またはその他当社が不適当と判断したときは、前条に基づく申込者の申込みを承諾しないものとします。

第6条（でんきセット割引）

当社は、本件契約が成立した場合、該当のケーブルプラスでんき及び対象サービスに係る請求料金を合算した額から、次項の定めに従って算出した金額（以下「割引額」といいます。）を、対象サービスの月額料金額を上限として割り引きます。

- 2 当社は、約款に定める料金の算出期間におけるケーブルプラスでんきの電気料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税及び地方消費税相当額を除いた額に応じて、本件契約対象の計量器毎に下記の割引額を適用します。なお、当該算出にあたり、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

本件対象額（税込）	割引額（税込）
5,500円未満	50円
5,500円以上8,800円未満	100円
8,800円以上17,600円未満	200円
17,600円以上	300円

- 3 当社は、前二項によって算出された料金を、契約を締結した者（以下「契約者」といいます。）に一括請求し、契約者は請求された料金を一括で当社に支払うものとします。

第7条（対象サービスの変更）

契約者は、第5条（2）で定める対象サービスの変更を希望する場合、当社が別に定める方法で当社に申し出るものとします。

- 2 契約者は、前項の申し出において、第5条（2）に定める条件を満たす対象サービスを新たな対象サービスとして指定するものとします。

第8条（本件契約の終了）

契約者は、当社が別に定める方法で当社に申し出ることにより、本件契約を解約することができるものとします。

- 2 前項に定める他、本件契約は、次の各号のいずれかに該当した場合、自動的に終了するものとします。

- （1）本件契約に係るケーブルプラスでんき契約が終了したとき。
- （2）対象サービスの契約が終了したとき。
- （3）本規約第5条第1項（3）に定める条件を満たさなくなったとき。

第9条（権利義務の譲渡禁止）

契約者は、本件契約に係る権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

第10条（顧客情報の取扱い）

当社は、本割引の提供に関して取得した契約者に係る情報（ケーブルプラスでんき契約及び、対象サービス契約の契約者に係る情報を含みます。）について、本割引の提供に必要な範囲で利用する他、当社が別に定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取扱うものとします。

第11条（合意管轄）

本割引に係る紛争については、当社本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第12条（本割引に関する疑義等）

本規約の解釈や本割引の適用について疑義が生じ、または本規約に定めがない事項が生じた場合は、当社が決定する内容に従って処理するものとし、申込者及び契約者は予めこれを承諾するものとします。

附則

- 1 当社は特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。

- 2 記載の金額は特記のない限り消費税10%込みの表示です。

（実施期日）

本規約は2026年9月1日より適用します。